

## 1 目的

泉佐野市立中学校に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術における多様なニーズに応え、学校・地域・保護者の理解と協力を得ながら、拠点校方式による部活動（以下「拠点校部活動」という。）を実施し、持続可能な部活動の実現を図ることを目的とする。

## 2 拠点校部活動の定義

在籍する学校（以下「在籍校」という。）において希望する部活動が設置されていない生徒のスポーツ・文化芸術における多様なニーズに応えるため、この要項に基づき設置する学校部活動をいう。

## 3 事業主体及び実施主体

事業の実施に当たり、事業主体は泉佐野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とし、実施主体は泉佐野市立中学校とする。

## 4 拠点校方式を実施する学校及び部活動の決定

拠点校方式を実施する学校（以下「拠点校」という。）及び部活動は、泉佐野市立校園長会を開催し、教育委員会との合議のもとに決定する。

## 5 拠点校部活動の実施期間

拠点校部活動の実施期間は、当該拠点校部活動の開始日から当該開始日の属する年度の末日までとする。ただし、拠点校及び拠点校部活動に参加している生徒の在籍校の学校長の下承があれば、継続することができる。

## 6 拠点校部活動に参加できる生徒

- (1) 在籍校に希望する部活動がないこと。
- (2) 拠点校までの移動は保護者の責任で対応すること。自転車の使用を希望する場合は、在籍校の学校長を通じて拠点校の学校長に相談すること。
- (3) 拠点校の部活動の方針や規則等に従って活動するとともに、活動中は拠点校の指導に従うこと。
- (4) 拠点校部活動への参加について、拠点校の学校長の承諾が得られていること。

## 7 参加申込

- (1) 拠点校部活動に参加を希望する生徒及び保護者は、参加申込書兼誓約書・同意書（様式1。以下「申込書」という。）を在籍校の学校長に提出する。
- (2) 申込書の提出を受けた在籍校の学校長は、前項の(1)から(3)に該当していることを確認の上、拠点校部活動に参加を希望する生徒を取りまとめて指導依頼書（様式2）を作成し、拠点校の学校長に提出する。この場合において、指導依頼書に申込書の写しを添付するものとする。
- (3) 拠点校の学校長は、申込書及び指導依頼書の内容を確認し承諾したときは、在籍校の学校長及び教育委員会に参加承諾書を提出するものとする。

## 8 参加生徒の活動

- (1) 参加する生徒は、拠点校の部活動の方針や規則等に従う。
- (2) 参加する生徒の移動は保護者の責任において対応し、移動に係る経費は保護者の負担とする。
- (3) 部活動を欠席するときは、生徒又は保護者が拠点校へ責任をもって連絡する。
- (4) 在籍校の学習活動や行事等が拠点校の部活動と重なったときは、原則として在籍校の活動を優先する。
- (5) 在籍校での部活動参加については、在籍校及び拠点校の学校長の下承を得る。
- (6) 生徒又は保護者が、拠点校の部活動の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校の学校長が当該生徒の活動を中止することができる。
- (7) 前各号のほか、拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校の学校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の学校長と協議するものとする。

## 9 在籍校と拠点校の連携

- (1) 在籍校と拠点校は連絡担当者を定め、生徒の状況について密に連絡をとるものとする。
- (2) 在籍校は拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動指導に当たって必要な情報を提供するものとする。
- (3) 拠点校の管理職、顧問、養護教諭等関係者は、在籍校からの生徒の情報について共有するものとする。

## 10 試合参加

- (1) 各大会等への参加に際しては、主催者が定める大会要項や規程等に従う。
- (2) 各大会等への参加に当たっての事務は、拠点校が行う。

## 11 事故への対応

- (1) 拠点校部活動における事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校で行い、必要に応じて、在籍校と連携して対応するものとする。
- (2) 拠点校活動中の事故及び移動中の事故（交通事故を除く。）に際して行う独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請手続等は、在籍校が行う。

## 12 実施校について

この要項に基づき、拠点校部活動を行う学校及び部活動は、別表のとおりとする。

## 13 その他

- (1) 拠点校部活動についての生徒・保護者への周知は、教育委員会及び各学校で行う。
- (2) 拠点校は、拠点校部活動に参加する生徒・保護者を対象として活動方針や活動内容を説明する機会を設けるよう努める。
- (3) この要項に定めのない事項については、教育委員会が必要に応じて関係校と協議の上、決定する。

## 附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

別表

開始日	学校名	部活動名
令和8年4月1日	泉佐野市立佐野中学校	柔道部
令和8年4月1日	泉佐野市立第三中学校	剣道部